

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(第4期)」に基づく進行管理表(事業実施予定表)

第2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	H29計画	担当課
1 子どもの安全確保 + A5 : E43	(1) 子どもみまもり活動の拡充	子ども・女性みまもり運動参加者の拡大、みまもり体制の向上	○各事業所や団体に働きかけを行い、女性見守り運動実施事業所数を増加させ、参加者の拡充、みまもり体制の向上を図る。	環境生活総務課 生活安全企画課
		防犯ボランティア団体等と連携した通学路における安全対策の推進	○青少年に関わる各種強調月間に併せて、県民の関心を高めるための広報啓発活動を行う。 ○通学路の安全点検や通学路の交通安全の確保について要請 ○防犯ボランティア団体等との連携による通学路の安全点検や地域安全マップの作成、登下校時の見守り活動などを実施し、通学路の安全対策を推進	環境生活総務課 青少年家庭課 教育指導課 生活安全企画課 少年女性対策課
		道路や公園等への街頭防犯カメラの普及促進	○自治体や町内会、事業者などと連携した道路等に対する街頭防犯カメラの設置促進	生活安全企画課
		「一戸一灯運動」の推進	○各地域において門灯の点灯等による地域住民の安心感を醸成する一戸一灯運動を推奨	生活安全企画課
		「子ども110番の家」との連携	○犯罪被害防止教室等において、児童、生徒に対して「子ども110番の家」の周知を図る。 ○「子ども110番の家」の周知と対応マニュアルの活用促進及び相互の連携した活動	教育指導課 生活安全企画課 少年女性対策課
		老人クラブによるみまもり活動の支援	○老人クラブが行うボランティア活動などや高齢者大学校の運営に対する支援	高齢者福祉課
		高齢者によるみまもり活動の促進	○シニア世代の防犯ボランティア団体等への参画を推進	生活安全企画課
	(2) 学校等における子どもの安全確保	学校に対する子どもの安全確保対策の推進	○私立学校における訪問調査時での危機管理体制の確認 ○災害情報や不審人物等の情報提供 ○各種安全確保に係る通知(海外修学旅行・留学・部活動・登下校等) ○学校設置者に対し、学校安全のためのマニュアルの整備、教職員への子どもの安全対策のための訓練、研修の実施、施設の安全点検を要請	総務課 教育指導課
		教職員等を対象にした子どもの安全確保の指導の徹底	○教職員対象の学校安全研修の実施(県内5会場)	教育指導課
		子どもの安全確保に関する情報の交換・共有等	○学校と警察の相互連絡体制により情報交換を継続実施するとともに、学校警察連絡協議会等の場においても情報共有を図る。 ○学校と警察との相互連絡体制や学校警察連絡協議会での情報交換の場の設定	教育指導課 少年女性対策課
		児童福祉施設に対する児童の安全確保・安全管理対策の推進	○指導監査や各種会議、研修を通じた安全管理の徹底を図る。	青少年家庭課
		市町村と連携した安全対策の推進	○各種研修において安全指導・管理の講習を実施する。	青少年家庭課
	(3) 防犯に関する指針の普及	「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の周知・普及	○関係機関・団体に対する周知・普及の促進	環境生活総務課 教育指導課 生活安全企画課
		社会全体で子どもを健やかに育てる気運の醸成	○各種強調月間に併せて、県民関心を高めるための広報啓発活動を行う。 ○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く諸問題への県民の関心を高めるための啓発活動を推進	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課
		安全教育の充実	○子どもの防犯意識を高めるため、県内の全小・中学校・高校における不審者対応訓練等、犯罪被害防止教室等を開催 ○防犯教室の開催や実践的な防災教室等の充実	教育指導課 少年女性対策課
		学校やPTAと連携した研修の推進	○保護者に対する子どもの被害防止のための研修を推進 ○新入学期における安全教室の開催	教育指導課 少年女性対策課

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(第4期)」に基づく進行管理表 (事業実施予定表)

第2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	H29計画	担当課
	(4)子どもを健やかに育てる取組の推進	インターネットや携帯電話の利用によるトラブルや犯罪から子どもを守るための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットトラブルや犯罪から児童生徒を守り情報モラルを向上させるために、啓発研修の推進 ○H28年度に改正した青少年健全育成条例のさらなる周知を行うとともに、関係機関団体と連携してフィルタリングの利用促進、及び家庭内のルール作りの推進にむけた広報活動を行う。 ○インターネット関連事業者等との連携による安全なインターネット利用の促進に向けた取組の推進 ○携帯電話事業者との連携によるフィルタリングの設置促進 ○サイバーセキュリティアドバイザー等との連携による情報モラル教育の実施 	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課
		青少年にとって好ましくない環境の浄化	<ul style="list-style-type: none"> ○有害図書類等の指定を行うとともに、書店等への立入調査を継続的に実施する。 ○風俗営業店、カラオケボックス等への立入調査を継続的に実施 	青少年家庭課 少年女性対策課
		万引き等の非行防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成協力店や少年警察ボランティアと連携、協働した非行防止活動を推進 	少年女性対策課
		児童生徒の規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用の危険性について理解を深めてもらうため小、中、高校において薬物乱用防止教室を開催 ○薬物乱用の危険性についての認識を深めてもらうため、依頼のあった小、中、高校において薬物乱用防止教室を開催する。 ○中、高校生を対象として薬物乱用防止啓発用ポスターを募集し優秀作品についてはポスターの図案として活用し、薬物乱用の危険性についての意識醸成を図る。 ○管理職や生徒指導主任・主事など教職員を対象とした研修の実施。「しまねふるまい推進プロジェクト」の周知と推進 	薬事衛生課 教育指導課 少年女性対策課
		子どもの立直り支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者総合相談センターの設置市町を中核とし、センター未設置の市町村と連携した支援を推進する。 ○県下4市(松江・出雲・浜田・益田)に設置の「子ども・若者支援センター」支援センターと連携し、就労、学習、居場所づくり等の立ち直り支援活動を推進 ○教育支援センターや心のかけ橋教室等による児童生徒の学校復帰や自立支援を実施 	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課

「鳥根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(第4期)」に基づく進行管理表 (事業実施予定表)

第2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

施策	事業	具体的な取組内容	H29計画	担当課	
2 女性 の 安全 確保	(1) 女性みまもり活動の 拡充	子ども・女性みまもり運動実施事業所、参加者の拡大	○各事業所や団体に働きかけを行い、子ども・女性みまもり運動実施事業所数を増加させ、参加者の拡充、みまもり体制の向上を図る。	環境生活総務課 生活安全企画課	
		女性が被害に遭いやすい場所におけるパトロールの強化	○ボランティア団体と連携し、声かけ、つきまとい発生場所等におけるパトロールの促進	生活安全企画課	
	(2) 住環境整備の推進	女性が安心して暮らせる居住空間の確保	○鳥根大学での講義において、学生を対象とした地域安全マップ研修の実施 ○色情盗やのぞき等女性を対象とした各種犯罪の被害防止対策について注意喚起の実施	生活安全企画課	
		業界主導による防犯に配慮したアパートの普及	○宅建業協会や不動産協会と連携し、犯罪情報の提供を実施し、協力依頼	生活安全企画課	
		つきまといや性犯罪等の相談に対する適切な対応	○県の女性相談担当者、市町村女性相談担当者を対象とした会議や研修会の開催 ・女性に対する暴力対策関係機関連絡会の実施 ・女性相談センター内「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」における支援活動の実施 ・県民向け公開講座の実施 ○ストーカー事案等に対しては、被害者の保護を第一に組織的かつ適切な対応を推進するとともに、性犯罪等の前兆事案に対しては、先制予防的活動を積極的に推進 ○相談業務を担当する職員への研修会を開催	青少年家庭課 広報県民課 少年女性対策課	
	(3) 防犯情報の提供	女性の自主防犯意識の向上	○みこびー安全メールや鳥根県警察安全安心情報ツイッターにより、声かけ、つきまとい事案について情報提供	生活安全企画課	
		アパート入居者等の防犯対策	○春(4～5月)に鍵かけ強化期間を設定し、アパート等に対する鍵かけについて集中的な広報啓発活動を実施	生活安全企画課	
	(4) 防犯教室・講習会等の 開催	女性による自主防犯技能の習得	○看護学生、大学生等に対する護身術教室を促進	生活安全企画課	
	3 高齢者、 障がい者 等の 安全 確保	(1) 高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり	特殊詐欺、悪質商法等の被害を防止するため、県民の連携を強化するネットワークの構築	○行政機関、県連合婦人会、福祉団体等と連携した地域見守りネットワークの構築推進	環境生活総務課
		(2) 高齢者に対する講習会等の開催	各地域単位での講習会等の開催	○県内各地域で悪質商法や特殊詐欺被害防止等の出前講座を開催 ○老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で犯罪被害防止のための講習会を開催 ○県内各地域において高齢者対象の特殊詐欺被害防止教室を開催	環境生活総務課 高齢者福祉課 生活安全企画課
自治体や防犯ボランティアと連携による高齢者被害防止活動の強化			○鳥根県連合婦人会、民生児童委員との協働による個別訪問指導を推進	生活安全企画課	
ネットワーク形成による高齢者に対する支援			○地域包括支援センターを中心に高齢者に関係する行政機関・医療機関等のネットワークを形成し、権利擁護事業などを支援	高齢者福祉課	
(3) 障がい者に対する相談支援活動の推進		地域生活における相談支援、情報提供	○市町村、指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者など、関係機関による連携した取組を実施	障がい福祉課	
		訪問活動による防犯指導や情報提供	○障がい者施設における防犯教室の開催	生活安全企画課	
(4) 観光旅行者等に対する安全情報の提供		観光地や観光施設等での犯罪発生状況等の情報提供	○主要なJR駅や観光地における街頭キャンペーンの実施	観光振興課 生活安全企画課	
		宿泊施設における安全確保	○現時点で計画なし	観光振興課	
	犯罪の発生状況やシーズンに応じた安全対策	○夏休みや大型連休等における家族・地域の絆強化による防犯キャンペーンの開催	生活安全企画課		